

産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和3年12月9日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階604会議室
- 3 事 件
議案第109号 三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)
議案第110号 三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)
所管事務調査 広島県水道企業団設立に向けた検討状況について
- 4 出席委員 保実 治, 杉原利明, 竹原孝剛, 重信好範, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
【産業振興部】中廣産業振興部長, 松本農政課長, 山西商工観光課長, 大谷農林振興係長
【三良坂支所】古野三良坂支所長, 滝口三良坂支所次長
【水道局】明賀水道局長, 濱口水道課長, 加藤下水道課長, 藤川営業係長, 高尾水道課建設係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立をしております。

本日の審査日程について申し上げます。本日は、事前にタブレットに掲載しています次第のとおり行いたいと思います。まず、議案2件について執行部から説明を受け、質疑を行った後、討論・採決を行います。その後、所管事務調査を1件実施いたします。

また、今定例会もケーブルテレビ中継が行われております。先日の議会運営委員会で確認されました常任委員会ケーブルテレビ中継に関する確認事項に沿って委員会運営を行います。説明員は着座のまま説明、答弁いたしますことを事前にお知らせしておきます。委員の皆様も円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、審査順にありますように、議案1件について、提案理由の説明を受け、質疑をお願いいたします。その後、議案の採決、委員長報告について御協議いただきたいと思いますと思いますが、皆さんのほうから何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のため休憩を挟みたいと考えています。よろしく願いをいたします。

それでは、入室をお願いいたします。

(執行部入室)

○保実委員長 それでは、審査に移りたいと思います。

議案第109号、三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査い

たします。

提案理由の説明をお願いいたします。

中廣産業振興部長。

○中廣産業振興部長 おはようございます。議案第109号、三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）について御説明申し上げます。

本案は、三次市ハイヅカ湖畔の森にキャンプ場等を整備することに伴い、関係条例である三次市ハイヅカ湖畔の森設置及び管理条例の一部を改正しようとするものです。その内容は、新たに設置するキャンプ場体験交流センター内のワーキングスペースを加え、廃止するコテージ、遊具施設等を削除するとともに、当該施設の利用料金の上限額を定めようとするものです。

利用料金につきましては、キャンプ場体験交流センター内のワーキングスペースの利用料金、これらにつきましては、市内・県内等の利用料金を参考に設定しております。既存施設の林間学習舎などの利用料金も今回あわせて見直しをしたものです。利用料金につきましては上限額で、この範囲内で指定管理者が料金を設定し、市が認定した上で運営することになります。

また、本日、参考資料としてキャンプサイトの予定地等の図面を添付しております。

説明は以上です。御審査の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○保実委員長 では、皆さんから質疑をお願いいたします。

重信委員。

○重信委員 先日の本会議の初日のときに同僚議員からも質問があったと思うんですが、年間の集客見込みはまだ立ててないと言われたのですが、それはいつ頃お示しいただけるのかが1点と、2点目として、このキャンプ場の料金設定は他の市の施設を参考にしてつくられたと言っておられましたが、このキャンプ場の売りは何なのか、これが2点目。

3点目として、3月の一般質問の中で、三良坂支所長さんが、このキャンプ場の特徴としてテレワークが可能なように、各区画電源を設け、Wi-Fiが利用可能な環境整備を整えると発言されております。それも今お変わらないのか、その3点をお伺いします。

○保実委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 おはようございます。集客の見込みについていつ示すのかという第1点目の御質問でございますけども、これにつきましては、従前の利用客も、コテージを利用しておった客が今度はキャンプということになります。そうなりますと、少し見込みのほうは、私どものほうがお示しすることはちょっと難しいかなというふうには思っております。といいますのも、施設整備が現在進んでおります。それから、施設を管理いただく方からのまた申請なり説明、提案等も受けたいというふうにも考えておりますので、過去には一番多いときで3,000人足らずの利用客もございましたけども、どれくらいの利用が見込まれるかというのも含めて、指定管理者からの提案を待ちたいというふうにも考えております。

それから、売りは何かということでございますけども、やはり一帯が灰塚ダム施設の一帯の整備を頂いておる施設でございます。灰塚湖を利用した観光でありますとか、それから地域に根差した食文化の提供でありますとか、そういった形で地域にも根差した、それから県内外へ発信できる

施設として頑張っていたらというふうに思っております。

テレワーク等でございますけども、広島県の事業も導入をいたしまして、ワーキングスペースをお試しオフィスということで交流館のほうも整備をさせていただきますと同時に、キャンプサイトのほうにはオートキャンプのスペースとして、当初10区画程度予定をいたしておりましたが、少し事業費の関係で8区画で今現在調整をいたしておりますけども、それぞれ水道、それから電気、そしてWi-Fiといったものが使えるような形でのキャンプを楽しんでいただけるようなスペースを設けるように、今現在進めておるところでございます。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 先ほどの集客見込みのところなんですけれども、今回利用料金の枠を上げるというか、例えば1,040円を1,100円にするとのお話ですけども、この上げる理由として考えられるのは、私が想像すると、やっぱりお客さんがたくさん来ているから、金額を上げてもお客さんは来ると。お客さんが来ない場合は、金額を下げたお客さんを呼ぶというようなイメージをするんですけども、集客見込みが立ってない中で、なぜこの金額アップに踏み込んだかというか、それが今回出てきたかというところの理由について教えていただければと思うんですが。

○保実委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 ある程度の集客能力を持たせる必要はあろうかというふうに思っておりますけども、現在、三次市内にありますキャンプ場の料金、それから隣の庄原市さんのキャンプ場施設が多くあろうかと思えます。そこら辺の施設の利用状況と料金設定を考えて、料金のほうは設定をさせていただいたものでございます。もちろん収支計画等も見の中で、一定程度、繁忙期には何人ぐらい、それから平日の月火水木は何人ぐらいというようなことで収支計画は立てておるものの、それが現実となるかどうかというのが分からないというふうには思います。ただ、料金につきましては、一定程度、周りがございます施設を参考にさせていただいて、設定をこのたびさせていただいたところでございます。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。確かに多い時期、少ない時期とか、例えば平日と土日とかというので、料金の設定の違いというのを細かくされたほうが、収益的には上げるのに効果的かなと思えますので、今お話しされたように、できれば例えば夏場とか、キャンプシーズンとそうじゃないシーズンなんかでも細かく考えていただいて、たくさんの人に使っていただければと思います。

以上です。

○保実委員長 ほかに。

月橋委員。

○月橋委員 この料金の決済方法なんですけども、キャッシュレス決済も含めて、何があるかというのをちょっと教えていただきたいんですが。

○保実委員長 古野三良坂支所長。

○古野三良坂支所長 現在、Pay Payでありますとか、いろんな形での精算方法があろうかと思えます。極力お客様の利便性に応えたいというふうに思いますが、それにはやはり経費もか

かろうかと思えます。指定管理を受けようとする団体様の、またそこら辺のノウハウをお持ちかどうかということも含めて、今後の検討になろうかと思えますけども、いずれにしましても、今のキャッシュレスに向けた動きに便乗した形で、お客様の利便性に應えるような形での提案を受けてまいりたいというふうに思っております。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 その辺がちょっと決まってないというふうなことなのかもしれないんですけども、料金設定が細かくなっている分、やっぱり100円だとか50円だとかというところが非常に多いので、まずお客様としては、やっぱり現金で払うよりかは、多分ほとんどP a y P a yとかで支払われるケースが多いのではないかというふうに思います。三次のほうも、キャンペーンも含めて今後もする予定になっているとお聞きしているので、その辺の導入は必ず必要になってくるというふうに思いますので、ぜひともよろしくお願ひします。

以上です。

○保実委員長 ほかに。

掛田委員。

○掛田委員 私は1つ質問させていただきます。例えばキャンプ場、オートキャンプサイトのところでもいいんですが、午後3時から翌日午前10時までというのが1つあります。利用時間のことを記してあるのじゃないかと思うんですが、そのさらに下側のほうには午前10時から午後3時までというような内容も書かれているんですけど、運用上、繁忙期になった際に、この利用時間が合致しているところがあるわけなんですけど、こういうところで運用上スムーズに行くのかな、どうなのかなというのが少し気になりというか、心配なんです。閑散期だったら問題ないと思うんです。繁忙期の場合、この辺り、少し凝縮しているような、この時間に集中するようなところがあって、その辺りが運営する側からすると少し何か心配な点のようには私は見受けられたので、その辺りの運用上、どのようにお考えなのかということをお聞きさせていただきます。

○保実委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 おっしゃるとおり、繁忙期には本当にお客様がたくさんおいでいただきたいという思いですが、ただそうは言いますが、お客様の後はそのまま片づけもできないので、次のお客様に御提供するということにはなりませんし、一定程度の点検・清掃を行った後、次のお客様に引き継いでいきたいというふうに思っていますので、そこら辺はキャンパー、利用されるお客様のモラルも含めてお声かけをさせていただく中で、スムーズな経営を進めてまいりたいというふうに思っています。時間的なところについては、一定程度融通はきかせていただけるものと、施設管理者のほうで融通はきかせていただくものの、ルールとしては大筋、時間による利用形態を推奨させていただきたいというふうに考えております。

○保実委員長 ほかに。

竹原委員。

○竹原委員 この附属資料のオートキャンプ造成予定地というのがあるじゃない。その向こう側が、湖が見れるんですよね。今のままだったら景色がよくない、木があって邪魔になるんじゃない

かと思いますが、もっと景色をよくするという事は考えておられないのかが1つと、それから陶芸学習舎ですよね。この施設整備はどういうふうに今なっているんですかね。何か便利が悪いか何かというふうに聞かせてもらいましたが、陶芸窯がもうめげとったりなどなどもあるのかなあと思いますが、ちょっとその現況を教えてください。

それから、テニスコートが330円と書いてありますが、1時間当たりが。よそは310円じゃないかいな。テニスコートを使う方から言えば、なるべく安く使いたいという要望があるので、費用対効果もあろうとは思いますが、何でここは20円高いのかなとちょっと思ったものですから、教えてください。

○保実委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 このたび予算措置を頂いている範囲の中で、事業費の中で、なるべく湖畔の森というふうにうたわせていただいている以上、湖が見えるようにはしたいと思っておりますが、立木が立っておりますのが民地の部分が多うございます。地元の方との調整も含めながら、間引きをさせていただいたり、お願いもして、できる限り景色を、この際湖が見えるような形も追及していきたいというふうにも考えおります。

陶芸学習舎につきましては、現在所管が教育委員会のほうで所管をさせていただいております。しかしながら、先ほど委員おっしゃいましたように、今指導していただいております方にもお話をさせていただいておりますところでございますけれども、窯が電気式でございます。調子が悪うございまして、それを修繕するには相当の経費もかかる。それから、陶芸学習舎自体が雨漏りがしておるといった施設になってございます。陶芸教室を運営していただいている先生とも相談をさせていただいたんですけども、よっしゃ吉舎のほうに窯がありますので、そちらのほうで教室のほうを開催してはいかがかという御提案もさせていただく中で、現在そちらのほうに移行するか、別の形で運営されるかは別にいたしましても、この陶芸学習舎につきましてはの利用は現在控えていただいております、廃止する方向で今現在考えておるところでございます。

それから、テニスコートにつきましては、実態として非常に環境が悪うございます。掃除も行き届いていないテニスコートでございます。2面ございます。1面のほうは一定程度清掃して、利用いただけるような形にはなっておりますが、もう1面は劣悪な今状況でございます。何とか掃除をして復旧をしたいという思いで、ほかの利活用の方法もございませんので、現在は掃除をして利用いただけるようにしましょうねといったところで、今考えておるところでございます。しかしながら、料金につきましては値上げといいますが、単純に現行の料金の中で10%の消費税を見るということで、金額的には妥当なところで上限額を今回定めさせていただいたということで、値上げというよりか、消費税10%を導入したらこんな数字になるよねといったところで丸めさせていただいておりますのが現状でございます。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 景色は、せっかくですので、民地も含めてあるんでしょうが、それがあれば大分集客も違うんかなと思いますので、ぜひ努力をしてください。

それから、陶芸学習舎ですが、雨漏りもしよって、費用対効果いうたらなかなかないんでしょう

が、しかし文化・芸術ということになれば、何とか考えられんかなあというふうに思って、高いものから言やあ200万も300万も窯がするんでしょうが、安いんだったら30万ぐらいであるので、整備して、なるべく機会を多くすればいいんじゃないかなと思います。

それから、テニスコート、よその310円というのは税別なんですか。よその310円という設定は。これは税込みで330円ということですか。

○保実委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 税込みの金額で今回設定をさせていただいたものでございます。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 他のコートは310円のまんまよね。あれは税別いうて書いてあるんかいな。

○保実委員長 中廣部長。

○中廣産業振興部長 他のテニスコートの料金も、市の指定管理施設ということであれば税込みの金額であろうというふうに思います。

○竹原委員 見間違ったかな、それじゃ。整合性があるんならいいですが、どうなのかなと思います。

○保実委員長 ほかに。

副委員長。

○杉原副委員長 さっきの説明の中で、当初10区画を予定しとったけど、8区画ということで、私も何回か現地に行かせていただいて、この前も行ったんですけど、ここはキャンプサイトにできるよなと思ったところが、元遊具があったところを右手に見て上って、展望台のほうに上っていった先、ちょっと左側、あっこは真砂土が置いてあったので多分コテージが建つとったんだろうと思うんですけど、あそこをオートサイトにできるよなとか思って見たんですけど、そういったところがちょっと事業費で足りずできなかったというような感じでいいんでしょうか。あっこを使わんのもったいないなというふうにならなかったので、そのところをちょっとお聞かせいただきたいのと、それから指定管理者は、これまでの業者さんとは全く、その業者も含めて公募されて、決めていかれるというようなことでもいいのか、お考えをお伺いいたします。

それから、この林間学習舎ですかね。あっこも大体ほとんど物置みたいな感じになつとると思うんですけど、これらも今回の改修にあわせて何かし使えるように、空にするなり何かきれいにするなりを考えとってんかどうかをお伺いしたいのと、その林間学習舎がある、これからフリーサイトになるところがある、今の炊事場とトイレはきれいにされるんかということと、それからオートキャンプサイトのほうの炊事場というのは、各サイトごとに炊事場をつけられるということなんでしょうか。取りあえずお答えいただければと思います。

○保実委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 委員おっしゃられるとおり、以前コテージが、L棟が2棟とM棟が1棟建っておったところが、今言われたところであろうというふうに思います。私どもも現地を確認いたしまして、そこもできるのではないかという思いはしたんですけども、測量しまして、土量を計算する中で、そこに建てずに、むしろ上がって左手のサイトのほうへ、コテージが今4棟あるところへ

5棟建てたほうが事業費的には見合うものになるというふうを考えさせていただきました。むしろ、今言われたところにつきましては、フリーキャンプとして御利用いただけたらなというふうにも思っておる次第でございます。

それから、公募か非公募か。公募という形で現在考えさせていただいて、事務のほうを進めさせていただけたらというふうに思っております。

それから、林間学習舎の利用でございますけども、この利用については、やはりオートキャンプをされる方のちょっと避難所的な部分もあります。それから、また指定管理者のところではいろんなワーキングとか、イベントとか、そういった形で利用される場合には、利用いただけたらという思っております。今回改修につきましては、あまり手を入れることは考えておりません。

林間学習舎の目の前にあります炊事棟でございますけども、これはそのまま使わせていただけたらというふうに考えておりますが、ただトイレにつきましてはくみ取り式のトイレでございますし、以前から全然利用客のなかったというか、利用を控えていただいていた施設でございますので、今回撤去させていただいた次第でございます。

新たに設けます8区画のオートキャンプ場につきましては、簡単な蛇口とシンクをその区画の中には置かせていただいて、御利用いただけたらというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○保実委員長 副委員長。

○杉原副委員長 了解しました。指定管理者のことを聞かせていただいたのは、これまで地域の地域の団体さんにそのまま指定管理いただいとったんだらうと思うんですけども、やっぱり今回こうなった経緯というのも含めて、やはり施設の管理がしっかりできてなかったことによる、座が抜けて人が出るといったようなこと、それから今ちょっとテニスコートの管理者も一緒かどうか分かりませんが、まさにもう真っ黒で汚くて、やはりそういう管理が行き届いてなかった部分というのが、私は、林間学習舎もですよ、本当に鍵は開いてますけど物置みたいになっていますので、これからしっかり指定管理者の方には、今、支所長がおっしゃられたように、やっぱりワークショップなり何か、キャンプに来ていただいた方に何か催していただいたりとか、あの建物を有効に活用しながら集客とワークショップ代、お金とかも稼いでいただくような有効活用を、改修しろとは思いませんけど、いい何か使い方を指定管理者のほうでやっていただけるような提案とかをしていただけるような業者さんを、ぜひとも公募で選んでいただきたいなというふうに思います。

フリーサイトのトイレは撤去したということじゃけ、下の駐車場のところのトイレでフリーの方もオートサイトの方も使ってくださいということでよろしいんでしょうかというのが質問と、これから、今のテニスコートが汚いという話がありましたけど、今も野ざらしだったりするんですけど、使われんときにシートとか敷いたりしたほうが長寿命化になるんじゃないかなと思ひまして、今も野ざらしですので、片っぱはちょっときれいとはいえ、シート代はかかるかもしれませんが、そういったことでやっぱり長寿命化、ファシリティマネジメントしていったほうがいいんじゃないかなと思ひますので、もしきれいにするようなことがあっても、そういうお考えをぜひとも、ほかの、ここだけじゃないですけど、雨ざらしの施設というのはそうやって長寿命化していく

べきではないかと思えますけど、いかがでしょうかという問いと。

これは竹原委員に反論するわけじゃないんですけれども、以前の予算委員会でも言ったんですけれども、木って、キャンパーってハンモック泊とかしたいけど、なかなかハンモック泊できるところが、この県北でいいところがなかなかないので、この前見て、オートサイトのところじゃと1か所はハンモックを張れるかなと思ったんですけど、民地じゃけハンモックは張れんなら切ってもいいですけど、ハンモックを張れるような木というのを残すというのも1つの手かなと思えますので、指定管理者さんやら地元の所有者さんらと御協議いただきながら、ある程度残すというのもいいのかな、反論じゃないんですよ、竹原委員への。というのを御検討いただきながら、楽しい、この辺にないサイトにしていただければと思います。

2点ほど質問したと思うので、答弁を。トイレの共用とテニスコートの今後の管理の仕方。

○保実委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 現在ございます駐車場の横にありますトイレのことかと思えます。これにつきましては、若干今回手を入れさせていただいて、きれいにした上で利用に供していきたいというふうに考えております。

それから、テニスコートですね。これにつきましては利用について、少し私ども内部の中でも考えて、これをテニスとして利用するのではなくて、またオートキャンプとして、キャンプ場としてキャンパーの方に供したらどうかと、利用してもらえんかなとか、あるいは少しドッグランとしてのスペースと、囲いがございますので、ドッグランとして利用したらどうかというようなことで、内部で、というようなことも話をしながら、どうしたら利用者の方の利便性にかなうかなというのも事務的には考えたときもございませぬけども、現在、いかに言っても、テニスコートとして残させていただく以上、まず清掃も必要かと思えますし、先ほど言われたように適正な管理をしていただく必要もあろうかというふうに思っております。

少し話を戻しますけども、公募、非公募のところで、やはり先ほど来お話もありましたけども、事故を起こした責任は重々感じております。ですが、そういったことを起こしたから今回公募にするということでは決してございませぬ。ぜひとも現在の委託管理を受けております湖畔の森のほうも、一生懸命改善、改修の方向に向けて組織としても頑張っていらっしゃいますので、ぜひとも公募としても申請をしていただきたいなという思いの中で、計画づくりを今していただいております。

○保実委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、私のほうに1点ほど。昔、ここは水がないところで、タンクを何回か設置してもらいました、大きな。あれは今どうなってるんですかね。

○保実委員長 古野支所長。

○古野三良坂支所長 このたびコテージを解体するときにあわせて撤去をさせていただきました。水道のほうは、水道を供しておりますので、そちらの利用に今変えております。

○保実委員長 分かりました。

皆さんのほうからありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第109号に対する質疑を終結いたします。

産業振興部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○保実委員長 それでは、議案第110号、三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

明賀水道局長。

○明賀水道局長 それでは、着座にて失礼をいたします。議案第110号、三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例等の一部を改正する条例(案)について、御説明を申し上げます。資料に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1番の提案理由についてです。今回の条例案は、地方税法等の一部を改正する法律により地方自治法が改正されたことに伴い、関係条例である三次市特定地域生活排水処理施設設置及び管理条例、三次市農業集落排水処理施設の設置及び管理条例、三次市水道事業給水条例の一部を改正しようとするものです。

続きまして、2番の提案内容の要旨についてです。提案内容の要旨につきましては、社会全体のデジタル化を推進するため、地方公共団体の歳入等について、スマートフォンアプリ等を利用した決済方法を柔軟に活用することができる環境整備を図ることを目的として、指定代理納付者制度に替えて、改正法による改正後の地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができる仕組みを導入しようとするものです。

続きまして、3番の概要について御説明申し上げます。制度の概要につきましては、1点目として、指定代理納付者制度と同様、地方公共団体に対して歳入等を納付しようとするものは、指定納付受託者に当該歳入等の納付を委託することができます。2点目といたしまして、決済手段として、コンビニ決済等、電子決済、クレジットカード決済等を想定しております。3点目といたしまして、指定納付受託者が指定期日までに納付を行わなかった場合には、まずは指定納付受託者に対し滞納処分を行うこととなります。

次に、予算措置についてですが、導入する決済方法により手数料が必要となります。現在支払っています手数料の1件当たりの単価でございますが、クレジット払いについては80円から90円、コンビニ払いは58.3円となっております。

続きまして、一番下の市民への影響についてですが、様々な決済方法を柔軟に活用できる環境整備により、納付の利便性の向上を図ることができると考えております。施行日につきましては、令和4年1月4日を予定しています。

なお、現在運用しております指定代理納付者制度から指定納付受託者制度への移行期間を確保する必要があることから、令和5年3月31日までの間は指定代理納付者制度によることができる改正

案としております。

以上で議案に係る御説明とさせていただきます。よろしく御審査いただき、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○保実委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

重信委員。

○重信委員 クレジット決済等になれば、市職員の負担はなくなると思うんですけども、例えば市民の皆さんが、滞納が続き、今度は市民とクレジット会社との話合いとか回収とか、その辺はどう考えておられるのでしょうか。

○保実委員長 加藤下水道課長。

○加藤下水道課長 その場合のクレジット会社による滞納処分といったことはあろうかと思いますが、これはあくまでも納付をされる市民の方がいろんな決済方法を選ぶことになりますので、その方がクレジット納付が便利がいいということでされることだろうと思いますので、そういったときに滞納があった場合は、どうしてもクレジット会社からの対応というのはあろうかと考えています。これも現行の制度でもクレジット納付というのはもう既にされていますので、今後条例改正によって、こういったことが増えていくということはある可能性もあります。

○保実委員長 ほかに。

月橋委員。

○月橋委員 現行、支払いが滞った場合は、支所があれば支所の職員さんとか、あと水道課の方が個別に市民の方へお話に行かれるというのが今までのケースだと思うんですけども、これが代行することによって、じゃあ市民の方へは誰がそういう話というか、徴収をどのようにされるのかというところをちょっと教えていただけますか。

○保実委員長 濱口水道課長。

○濱口水道課長 こちらの改正が納付方法の選択ということの改正になります。口座振替、それからクレジット払い納付書、コンビニ納付等もありますけども、基本的にはクレジットで納付されている方についてはクレジット会社のほうから納付を頂いて、クレジット会社に対しては個人の方は口座振替で支払われる形だと思います。その方が、クレジットのほう例えば使えないとかという事情があって滞納ということになれば、今度は市のほうとしては収入がないので、水道使用者の方のところに水道料金のほうを徴収させていただくようになります。

クレジット払いで納付があれば、それで完結するんですけども、クレジットのほうで納付ができないという事情があった場合には、水道課のほうに収入がないということになりますので、その場合はクレジット納付の場合であっても収入がないので、使用者の方のほうに納付をお願いしに行くということになると思います。

○保実委員長 月橋委員。

○月橋委員 じゃあ、そこに関しては市の職員さんは今までどおりの仕事というところで、支払い方法の幅が増えたというところの変更だけということですかね。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 おっしゃるとおりです。これからまたさらにいろんな支払い方法が出る可能性があるということを見込んで、地方自治法のほうは改正されていますので、これから出てくる支払い方法に対しても対応できるような形の内容になっています。

○保実委員長 ほかに。

山田委員。

○山田委員 決済のときの手数料のところの話なんですけど、今、クレジット決済の場合、手数料が80円から90円、コンビニだと58.3円、1件当たりということなんですけど、大体こういう場合って金額でパーセンテージ、0.何%とかというような手数料が大体だと思うんですけども、1件当たりということは、使用料が2,000円であろうが、5万円であろうが、例えばクレジットなら80円から90円の枠に入る契約で、この指定納付受託者さんと契約されているというような内容なんですか。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 1件当たりの金額になっています。今の指定代理納付受託者という制度の中で運用させてもらって、本来クレジットというのが明文化されているところですけども、それが今回の自治法の改正で今の指定納付受託者制度に変わるというところで、今度はクレジットもコンビニ納付もできますよということが明文化されますので。今の指定代理納付受託者制度で契約させてもらっているところについても、移行期間を設けて、変更していただけますかということで、御依頼をするように申し上げさせていただくことを考えております。1件当たりの金額ということで、よろしくお願いします。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 分かりました。それとちょっと話が長くなるかもしれないんですが、例えば10月に水を私が使いましたと。10月末に、11月の頭に10月分の検針を行うなりして、使用分を市のほうで把握されて請求を起こされると思うんですが、それを要は10月分を11月にこの指定納付者さんに委託をされて、クレジット会社に委託された場合は、私の通帳から落ちるのは恐らく、11月に請求が来たので12月末とかに通帳から引き落としがされるような状況が出てくるんじゃないのかなと想像します。

市のほうは、恐らく11月の段階で請求を起こした段階でクレジット会社からお金が入ってきてますよね、当然。それを含めたこの手数料の80円、90円だと思いますので、入ってきていますと。でも、市民の方、私が水道代が、例えば水道漏れが起きていて5万円の請求が来てたというのを通帳を見て初めて知るのが、漏水が起きて1か月、2か月後ということとなると、気づかないままずっと漏水しちゃうということが起きると思うんですよ。2か月も、最悪3か月ぐらいですね。そういった補填というか、市のほうの補償みたいなものというものはあるのか、考えられているのかというところを教えてください。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 納付については、おっしゃるようにクレジット会社によって請求が遅れてくるとことは通常ある形態なんですけども、今の水道料金の支払いにつきましても、検針をさせていただくときから2か月後の請求という形になります。今でもですね。今おっしゃった漏水があった

ときについては、検針は2か月に1回なんですけど、異常水量ということで水量が急に増えているとかいうようなところは、チェックをそのときにさせていただいて、紙とかで御自宅のほうに入れさせていただいて、漏水されていませんかというのを御案内させていただきますので、その点は今までと変わらないという形で、早目に気づいていただけたとは思いますが、やっぱり検針期間が長いだけに、日頃から、ここは水を閉めているのにメーターが回るとかいうようなことも、特に冬場、これから多いですけども、確認しておいていただければ、メーターの中にコマと言って、きらきら光る丸いものがあるんですけど、あれが回っていれば水を閉めていても、蛇口を閉めていても回っていれば漏水している可能性がありますので、日頃から気をつけていただくのと、あとはうちとすれば2か月に1回の検針のときに御案内させていただくという形で、今までどおり対応させていただきます。よろしくをお願いします。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 対応されているのは今の話で分かったんですけども、ほとんどの方が通帳を見て把握されている方が多くて、確かに案内を入れられて見てない人も悪いと言われたら悪いかもしれませんが、極力そこら辺のフォローを今よりちょっと充実していただければと。あと聞いた話ではあるんですが、その補償期間ですよ。もうちょっと長いほうがいいんじゃないかとかいう声も聞いていますので、実際、気づいたときはもう何か月後だったけど、補償期間が何か月だったみたいな話もちよっと聞いたことがあるので、その辺もちょっと考慮しての運用をしていただければと思います。

以上です。

○保実委員長 ほかにないですか。

竹原委員。

○竹原委員 ようわからなかったんじゃないけど、指定納付者に対して滞納処分を行うことにするといいことになれば、指定受託者が請求するわけでしょう。払ってない人に。せんの。この表記、ようわからん。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 こちらに書かせていただいております指定納付受託者に対して市が請求する場合というのが、使用者の方から、使用者の方は口座から落ちられて納付されている状態なのに、指定納付受託者の方が市に払ってもらえない、こういう場合です。こういう場合は、指定の納付受託者のほうに請求をします。それで徴収できない場合については、水道使用者の方に次は請求するような形の段取りになっております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 前にも議論になったんじゃないかな。クレジットですると、市民のほうへポイントが来るんじゃないか。今、山田委員が言うように、金額によってポイントが多くなるとか、少なくなるとかいうことになるんですかね。クレジットにするほうが得になるんじゃないの、市民とすれば。ということになるんですよ。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 ポイントがつくというところは、おっしゃるようになります。これについては、皆さん等しくクレジットを選択することもできますので、そこについては納付方法によって、選択によって、ポイントがつかれる方、つかれない方がいらっしゃるんですけども、その選択については皆さん選んでいただけるという部分で、公平というところで考えております。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 だから、クレジットにしたら、普通なら10円ぐらいの手数料払えば、市が払えばいいんでしょう。ところが、これにポイントがつくということになれば、市民はこのほうがええということになるの。

○保実委員長 濱口課長。

○濱口水道課長 納付方法とすれば、使用者の方にとっては、クレジットでポイントがつかれるほうが、選ばれる方は増えている、実際増えていますので、クレジット払いのほうは増えているということで、有利というふうに考えられていると思います。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 いや、要するに口座の納付書のほうが10円で済むんじゃけ、これを推奨したほうが行政的にはええんじゃないの。違うの。よう分からんけど、同じ手数料をたくさん出す、市からすれば支出増になるんで、クレジットやらコンビニはやめたほうがいいんじゃないの。

○保実委員長 加藤課長。

○加藤下水道課長 確かに口座振替、あるいは納付書のほうが手数料が少ないので、市としては大変そちらのほうを推奨することは1つはあるんですけども、納付していただいている市民のほうの選択肢をやっぱり増やすというところからいけば、クレジットから引き落とし、あるいは口座からの金融機関の引落しも、基本的には同じ仕組みだろうと思うんですが、そこでクレジットのほうはポイントがつくといったような有利な点もあるので、そこは市民の方の判断だろうと思いますので、その辺で手数料が高いんですけども、そういった支払い方法が都合が、便利がいいというところで選択肢の幅を持たせているという考え方に基づいて、今回こういったことにさせていただいています。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 分かるんじゃけど、市民の利便性をとるのか、行政の合理性をとるのかという話なので、10年間の、この前財政計画が出とったが、収入をたくさんするということになれば、なるべく支出を少のうするためには、クレジットじゃコンビニじゃのはやめてもらいたいんじゃないの。そこがどうも矛盾しとんじゃないの、この条例は。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 今の手数料の話は、それはそれとしてあるんですが、今回のこの条例改正は、あくまでも電子決済等を使えるようにするための条例改正でありまして、そのクレジットをどうするかという問題は、またそれは別問題として検討はしていく必要はあると考えています。今回はあくまでも今の社会情勢、今の実態に対して法整備が追いついてないと、現実的には民間の中ではもうスマートフォンを使った決済がもういっぱいやられとるわけで、それが公共のものについてまだ追

いついてないというところで、今回法改正、条例改正ということでございますので、それはそれとして改正をさせていただいて、今のクレジットの問題につきましては、またそれは別の観点から検討していく必要があるかとは思いますが。

○保実委員長 竹原委員。

○竹原委員 要するに、自治体そのものが歳入を増やしていくという裁量の問題なんで、基本的にもうける団体じゃないけね、自治体というのは。損はいくらでもしてもいいというのならええけど、市民に金がない、金がないと言わんようにせにゃいけん。自治体が。金がないのに大盤振る舞いをしよるんじゃけ、そこは痛しかゆしと思うんよ。じゃけ、こういう条例をあほみたいに出さんようにせにゃいけんのじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○保実委員長 加藤課長。

○加藤下水道課長 先ほどのところで決裁方法というか、支払方法については、市民さんの選択ということなんですけど、実際に今スマホによる決済が、参考としてお話しさせていただきますけど、2年度の1年間の実績が年間888件、スマートフォンによる決済というのはP a y P a y、L I N E P a y、ペイジー、この3種類なんですけども、今現在。それが今年度10月までの7か月間で1,181件ということで、7か月だけでももう昨年の実績を超えているというようなところで、今後、クレジットもそうかも分かりませんが、スマートフォンによるスマホ決済というのは、コンビニに行って通常できますけども、その中にお金が入っていれば自宅でも納付書から番号を入れて、そこで決済ができるので、コンビニに行かなくともできるというスマホ決済の便利なところもあります。当然足らなかつたらキャッシングするにはコンビニに行っていくことになりまして、そういった自宅とかでもできるというところで、特に若い方には広がっているのかなというふうには思います。

○保実委員長 ほかに質疑はありますか。

副委員長。

○杉原副委員長 過去の歴史から見て、コンビニ決済とかペイジーとかを導入して行って、収納率が、僕、上がった部分があったというふうに記憶しとるんで、あながち全て、手数料はかかるけれども、これまで収納せんかった人とか滞納が多かった人が、コンビニとかで気軽に払えるようになったような状況もありますので、そういったところもPRしながら、とにかく収納率を上げていただくということが一番、不納欠損を出さんようにこれからも努力していただきたいという御意見を申し上げさせていただきます。頑張ってください。

○保実委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようですので、以上で議案第110号に対する質疑を終結いたします。

水道局の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○保実委員長 それでは、採決に入りたいと思います。

お手元に配付の産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決をいたします。今回は議案2件を採決いたします。

これより議案第109号について討論を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第109号を採決いたします。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

続いて、議案第110号について討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第110号を採決いたします。原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

以上で採決を終わります。

次に、委員長報告についてですが、報告に記載したい意見があればお願いをしたいと思います。

山田委員。

○山田委員 議案第110号のほうなんですけれども、先ほど竹原委員が言われたように、クレジット決済をするに当たり手数料を市から払っとるわけで、本来はクレジット決済というのは、市の集金機能を助けるために、お金の回収率を上げるために払う手数料でもあるはずなんで、そこら辺の活用意義なんかをもうちょっと考えて運用していただければと思うんですが、うまく言えないんですが、ちょっとそこら辺の意味をまとめていただければと思います。

要は、集金代行じゃなくてクレジット決済なんで、要は集金を委託するような形になっているんです、契約というのは。だけど、要は代わりにクレジット会社は集金を任されたという契約になるとるはずなんで、クレジットの場合はですね。だけど、さっきの話だと、お客様が払わなかった場合は市が集金に行きますと言っているんですけど、本来そこまでを頼むのがクレジット契約になるはずなんです。そこら辺の細かい契約内容が市なので特殊なのだろうと思いますので、そこら辺の契約内容まで深くちょっと調査・研究していただいて、口座振替でもいいと思うんですよ、自分で集金に行かないといけないんだったら。1回登録していただいて。それをなぜ高い手数料を払ってクレジット決済にしているかというところを、もうちょっとちゃんと返事していただけるような内容にいただければと思うんですが。

○保実委員長 要するに、契約をクレジット会社と結んどって、未収だった場合には、普通だったらクレジット会社が集金に行くのが本来の姿だけど、現在、現実にやっとるのは市の職員が行きよると。

○掛田委員 クレジットで決済されているわけですね。だから、それがちょっと条文化できてな

いから、しっかり上位法の改正によって明文化していこうという、これは今回の条例の中身じゃないかなと思うんですが、そういうことを踏まえたときに、ちょっといろいろと慎重にならなきゃいけないんじゃないかと思ったりしたんですがね。慎重というのは、要するにこの捉え方ですね。捉え方ということについて。私は特段、そこまで問題ないと思って、異議なしという話をさせてもらったんですが。

○保実委員長 山田委員。

○山田委員 先ほどの話もありましたけど、ポイント付与をすることなんか考えると、手数料が非常に安いので、普通の私たちが想像しているようなクレジット契約じゃないと思います。もう少し調べてからにしますので、撤回をさせていただいてよろしいでしょうか。

○保実委員長 この分に関しては、契約のことについて中身をまた確認します。そして報告をまた皆さんにしますので、このことに関しては正副委員長のほうへ一任させていただけないでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ほかに何かありますか。

竹原委員。

○竹原委員 さっきもちょっと言ったんですが、収納率が大変悪いわけじゃないんです。90%どっちも超えとるわけよね。そんなにあれせんでも。ただ利便性だけでいえば、今言うようにクレジットへどんどん移行していくという可能性もあるんで、歳入という関係で言えば、できるだけ口座振替にしてもらうように、積極的にはせないけんのんじゃないかなというふうに。

○保実委員長 皆さん、どうですか。

副委員長。

○杉原副委員長 収益のことに関してはそうかもしれんですけど、時代の流れに三次市が、他市から見てクレジット決済も認めん市とか、いやP a y P a yとかを使えんというのは、市の魅力にもかかってくるころかなと。住みやすさとかというような部分もあると思うんで、クレジットカードじゃなくて振込とか引落としを進めるというのを、市として進めるというのはちょっと時代に逆行するかなと思うんですけども。市民にとっていいわけなので、払いやすい、その場でぴゅっといけるという。良さが全国的に広がってきて、今回、国の改正でもP a y P a yとかも導入できるように変えていきよるところなんで、その手数料で振込に、引落としに持っていくというのは、ちょっとどうなのかなと思うんですけど。

○保実委員長 はい。

○掛田委員 私の考えは、結局時代の流れで、先ほど加藤課長でしたか、お話をされた実績値に基づいても、やはりそういう支払い方がどんどん増えてきているという現状を鑑みた場合、やはり住民の皆さんの利便性を向上していくということも地方自治体の責務であると思うんですね。ですから、そういう観点で考えたら、費用対効果という話になってくると、それは始末していったほうがいいという話にもなるかと思えますけども、やはり一方では住民の利便性を向上していくというあたりが私はあると思うんですね。その辺りを考えた場合、これは特段、私はもうあまり問題視す

べきではないと、そういう考えに立っております。

以上です。

○保実委員長 ほかに皆さんのほうから。

山田委員。

○山田委員 私、すごくしっくりこないのが、本当に5万円使ったときのポイントが付与されるのかどうかという。付与されるなら、誰がそれを払っているのかというのが、もう今日見られた方が、ポイントつくなら全部そうしようと思って、でも本当はつかなかったみたいなのが起きちゃうとやっぱり怖いで、すごい確認をしてからしたほうがいいんじゃないかなと。どういう意見かというところも含めて思います。

○保実委員長 ありがとうございます。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、これを正副委員長に一任させてもらえますか。そして、後でまたタブレットのほうへ入れさせてもらいますので、また皆さんのほうでチェックをしてみてください。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和3年12月9日

産業建設常任委員会

委員長 保 実 治